

今がチャンス！！

店舗の新築・建て替え・増築

に補助金します！

最大

200万円

補助対象経費の  
3分の1

中心市街地の空き地で店舗を新築して営業する場合や建て替え、増築を行う場合に、その費用の一部を補助金として交付します。ただし、施工業者は市内の中小企業者に限ります。

※大牟田市中心市街地活性化基本計画の計画区域（約67ha）

補助対象者：中心市街地（67ha）で補助対象業種  
を行うための店舗を新築するもの

補助対象経費：店舗新築・建て替え・増築に  
要する経費  
（解体費用は対象外）

補助率：補助対象経費の3分の1

上限額：200万円

#### 補助対象業種

日本標準産業分類に定める「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業」、「生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に該当する業種。

※バー、キャバレー等の業種は除く



制度詳細、申請方法等については、大牟田市ホームページでご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

大牟田市産業振興課 商業・サービス業支援担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL.0944-41-2762 FAX.0944-41-2751

ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>

## 令和4年度 まちづくり基金事業費補助金（新築店舗整備）について

### 《補助の対象となる要件》

補助対象者	<p>(対象業種)  「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「娯楽業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」  ※風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く</p> <p>(対象要件)  ・市税（法人税）を完納していること  ・新規創業者については創業塾を修了した方</p>
補助の対象となる物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地内（約67ha）に対象業種を行うために新築する店舗</li> <li>※市内店舗の移転は、都市機能誘導区域外から区域内の移転のみ対象</li> </ul>
補助率	補助対象工事に要する費用の3分の1に相当する額
補助金上限額	200万円
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗新築にかかる経費</li> <li>・市内の施工業者（中小企業者）が請負う工事</li> <li>・補助対象工事費が3万円以上（税抜）の工事</li> <li>※既存店舗の解体にかかる費用は対象外</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書等（収支計画、工事概要、誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書）</li> <li>・見積書</li> <li>・施工前写真</li> <li>・事業実施場所の見取図（レイアウト）</li> <li>・建築確認申請の写し</li> <li>・事業の概要がわかる資料</li> <li>・賃貸物件の場合：賃貸借契約書の写し及び承諾書</li> <li>・業種の確認できる書類（開業届、確定申告書、許認可証等）</li> <li>・法人の場合：履歴事項全部証明書</li> <li>・滞納のない証明書</li> <li>・創業計画書</li> <li>・経営指導報告書</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>[新規創業者である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業塾修了証（新規創業者）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>交付決定前に着工した工事は対象となりません</u></li> <li>・補助を受けようとする工事について、他の補助金を受けていないこと</li> <li>・チェーン店・フランチャイズ店においては、本部から改修費用の補助がないこと</li> </ul>